

目 次
第1号（10月31日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長所信表明	4
町長提出第108号議案	10
町長提出第109号議案	15
閉 会	46
署 名	47

津和野町告示第89号

平成25年第8回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成25年10月28日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成25年10月31日
2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宏文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

○応招しなかった議員

平成 25 年 第 8 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 25 年 10 月 31 日 (木曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 25 年 10 月 31 日 午前 9 時 00 分開

会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長所信表明

日程第 4 町長提出第 108 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 5 町長提出第 109 号議案 津和野町立青原小学校校舎解体工事請負契約の
締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長所信表明

日程第 4 町長提出第 108 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 5 町長提出第 109 号議案 津和野町立青原小学校校舎解体工事請負契約の
締結について

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宏文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	長嶺 常盤君
教育長	……………	本田 史子君	参事	……………	長嶺 雄二君
総務財政課長	……………	島田 賢司君	税務住民課長	……………	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	…	内藤 雅義君	健康福祉課長	……………	齋藤 等 君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	大庭 郁夫君
建設課長	……………	田村津与志君	教育次長	……………	世良 清美君
会計管理者	……………	山本 典伸君	医療対策課長	……………	下森 定君

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） それでは改めまして、おはようございます。ことしは大変暑い記録尽くめの暑い夏でございまして、そのせいかどうか山々の色づきも例年比べて若干おそいかなというふうな気もいたしておりますが、昨今は朝晩大変冷え込むようになりまして、今朝の9号線の湿度計11度ということでした。秋の深まりを感じさせる昨今かなというふうに思っております。

本日は、平成25年第8回津和野町議会臨時会が招集されましたところ、おそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第8回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則119条の規定により、4番、竹内志津子君、5番、道信俊昭君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

日程第3. 町長所信表明

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、町長所信表明を受けることといたします。

町長お願いをいたします。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さんおはようございます。本日は臨時議会をお願いいたしましたところ、皆様方にはおそろいで御出席をいただきましてまことにありがとうございますございました。

当臨時議会では契約案件を初め重要な案件を上程させていただいております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、御承知のとおり、このたび町長の1期目の任期を終え、10月30日より2期目として津和野町長に就任をいたしました。本日は町長就任後最初の議会に当たりますので、私の所信を述べさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

まずは、これまでの1期4年間、議会の皆様にはさまざまに御指導・御鞭撻を賜りましてまことにありがとうございました。順風満帆とは到底いえないながらも過疎化の進行等による地方にとって非常に厳しい時代において、財政健全化と活性化の取り組みを両立していくことは試行錯誤の毎日でありましたが、それでもまちづくりの歩みを前向きに進めることができましたことは、議会の御判断を信頼し叱咤激励をいただきてまいりましたおかげと感謝をしております。これまでの取り組みは以前にも申し上げましたとおり、まちづくりの土地を耕し種を植える作業が中心でありましたが、今後はさらに水と肥料をやり育て、いくつかは確実に花を咲かせるべく成果を出していかなければならないと決意をしております。

こうした中で1期目の終盤、本町にとりまして大きな出来事が起こりました。いうまでもなく7月28日に発生した豪雨災害であります。道路・河川・農地・農業用施設・農道・林道等件数で約1,200件を超える総額約100億円という甚大な被害が生じております。これだけの深刻な被害状況でありますから、復旧には時間を要する現実を受けとめており、2期目はまさに災害復旧に全力を傾ける4年間との認識を持っている次第であります。被災者の皆様のお気持ちを考えると一日も早くもとの生活にお戻りいただけるよう、役場職員一丸となり「チーム津和野」として意識を共有し復旧・復興に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

あわせて、このたびの災害では観光に対する深刻な風評被害の影響を認めているところでもあります。短期的な被害対策は当然であります。入り込み客が慢性的に右肩下がりとなっている津和野観光の抜本的な対策ともなる中長期的な対策についても力を入れていかなければなりません。観光協会や商工会との連携を深め、ソフト対策の充実を図るとともに本年国より認定をいただき津和野町の将来にとっては重要な計画となる歴史的風致維持向上計画と重要伝統的建造物群保存地区計画を確実に実行することで、まちなみの景観整備を推進し津和野観光の魅力を一層高めるべく努力をしてまいりたいと考えております。

また、このたびの災害ではこれまでに経験したことのない大雨との気象庁の言葉のとおり、私たちには未経験といえる雨量でありましたが自助・共助・公助の役割の中で町民の皆様にはそれぞれが、また互いに助け合いながら冷静に行動をいただいたことで被害を最小限に食い止めることができたことと感謝をしております。伊豆大島を初め全国でその後発生している災害を目の当たりにすると、今後いつ、何どき本町に再び災害が発生するかもしれない危機感を常に持ちながら、さらなる防災・減災対策を強化していかなければならないと痛感しております。自主防災組織の推進を初めとした自助・共助の取り組み支援をさらに進めるとともに、危機管理の専門部署を役場内に設置すること等を初め公助における町の責任を一層機能的かつ効果的に果たすことができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

なお、現在建設課内に災害復旧推進室を設置し、他の部署よりも異動をかけ全庁体制にて、また島根県や島根県内自治体、東京都文京区、さきつな自治体協議会加盟自治体より人員派遣をいただきながら災害復旧に当たっているところでありますが、それでも十分な人員確保ができていない状況にはありません。こうした中、危機管理の専門部署への人員確保も含め、来年の採用については職員の増員を図る必要があります。その結果として定員管理計画についてはその遂行が困難な状況となっておりますことを何とぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

ところで、本町は御承知のとおり過疎化の進行が変わらず続いており、それに伴う集落の衰退と地域活力の低下が重要な課題となっております。災害復旧対応優先による財政的かつ人的な問題からいくつかの計画しておりましたまちづくり事業については延期または中止の判断をしなければならぬ可能性を認め、今後非常に困難な町政運営を強いられると受けとめておりますが、それでも過疎化の進行に歯どめをかける取り組みはその歩みをとめるわけにはまいりません。

こうした観点から、定住対策については今後も本町の充填施策として災害復旧と並行して力を入れてまいりたいと考えておりますが、まずは本年より計画をしております若者向け定住住宅の整備を5年間かけて確実に実行することを柱として取り組みを進めてまいりたいと思っております。

余談になりますが、去る10月18日に自由民主党過疎対策特別委員会の皆様が松江市にお越しになり、島根県知事及び県内市町村長との意見交換会が開催されました。この席において津和野町の考えを述べさせていただいたところでありますが、若者向け定住住宅の財源としても計画していることを初め過疎債は本町のさまざまなまちづくり事業の財源となる重要な生命線ともいえ、適用枠と範囲の拡大に向け今後もあらゆる機会を通して取り組んでまいりたいと思います。議会の皆様におかれましてもそれぞれの御立場にて御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

あわせて、あすには東京にて道路整備に関する意見発表を行う予定であり、また来月には国交省主催のシンポジウムにて歴史文化を生かしたまちづくりに関する津和野町の取り組みを紹介する予定であります。これまでも国等に対する意見発表の場は少なからずありましたが、2期目を迎えさらにこうした機会はふえるとともに、発言の重要性を痛感するところでもあります。与えられた機会を大切に津和野町を初め地方の厳しい実情を訴え、社会資本整備の推進や各種制度の創出と改革が国においてさらに進められるよう、こうした取り組みについても私に課せられた首長の責任として努力をしてまいりたいと考えております。

横道にそれましたが、定住対策については住宅環境の整備だけをもって成果が出るものではなく、当然のことながら働く場の確保、福祉や医療の充実による安心安全な生活の実現、子育て環境の優位性、教育環境の充実などさまざまな要因を整えることで住みよいまちとしてその魅力を高めるものと思います。ただ、これまでの定住対策に関する各種取り組みはU・Iターンを中心とした町外在住者に向けてのものが中心でありました。そうした視点は引き続き大切にしながらも、今後についてはまず先に現在津和野で暮らしておられる町民の皆様がこれまで以上に津和野での暮らしに幸せを感じていただくことに軸足を傾け、健康で快活に生活をされるその姿が結果として外から見た津和野暮らしの魅力につながっていく、そういう観点からの定住対策を進めてまいりたいと思います。

時間の関係もありますので、それぞれの要因について簡単にお話をさせていただきたいと思いますが、まず働き場の確保と産業振興であります。現在津和野で頑張っておられる農林業に従事する方々、商工業を営む方々が実際に所得の増加を実現すること、雇用機会を拡大していただくことを具体的な目標とする視点から取り組みを行ってまいりたいと思います。

これまでの新規就農支援に関連する事業、農産物直売に関する事業、個別商業包括的支援事業などさまざまに新規事業を始めたところでありますが、今後においても商工会等と連携を深め産業振興という全般的なものではなく、農林商工業者の皆様お一人おひとりの顔を思い浮かべながら各種支援策を講じてまいりたいと思います。また、他の自治体にはない本町の強みとして、いうまでもなく観光が上げられますが入り込み客数と滞在時間の増加を中心に観光振興をさらに進めるとともに、観光と農業の連携による農

業振興にも引き続き取り組んでまいりたいと思います。あわせて津和野地区、日原地区の中心市街地のにぎわいの創出についても地域の方々とともに考え取り組んでまいりたいと思います。

次に、福祉・医療についてであります。この分野においても各種予防接種助成事業の創設、24時間健康相談事業、グラウンドゴルフ場の整備、医学生等奨学金制度の創設、医療従事者向け住宅の整備、ドクターヘリ・ヘリポートの建設などこれまでの継続事業に加えてさまざまに新規事業に取り組んできたところであります。

今後においても高齢化が進む中で高齢者の皆様が望まれる福祉施策をきめ細かく展開していくことが重要と考えておりますので社会福祉協議会や民生児童委員の皆様を初め各種関連団体、そして町民の皆様との対話をさらに深めかゆいところに手の届く福祉を推進してまいりたいと思います。

医療については島根大学医学部への地域枠推薦制度や奨学金制度等により中長期的には医療従事者確保の見通しが少しずつ立ち始めていると認識をしておりますが、即戦力となる医師・看護師の確保についてはこれまで実績は上がっているもののやむを得ない事情により退職をされる医療スタッフも同じくおられ、結果として増員となっていないのが現実であります。

こうした中で、現在須山理事長を初めとする橘井堂の皆様には津和野町の医療を維持するため昼夜休日をいとわず献身的なお働きをさせていただいており深く感謝をしております。一方でそうした方々の肉体的かつ精神的な負担はかなり重たいものとなっております。人的な側面から医療の崩壊を招きかねないという現実を病院開設者である町としては厳しく受けとめないといけないと認識をしております。今後も継続的に医療を町民の皆様提供していくという観点からは短期的には医療サービスの見直しを決断することも考慮しなければならないと認めております。当然ながら即戦力となる医師・看護師の確保に今後も全力を尽くしてまいりたいと思います。

また、これまでも限りある医療スタッフの負担を軽減しより効率的に医療体制を堅持し住民サービスを維持することを目的に電子カルテの整備事業、ドクターヘリ関連事業、医療対策課の新設と医療機関と行政関連団体の連携強化策などさまざまな取り組みを行ってきたところであります。今後についても津和野町の状況に適した医療と福祉の連携強化を図り、町民の皆様が安心して健康で暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

次に、子育て環境の整備であります。まずは町立保育施設における保育の魅力化を重点課題として取り組んでまいりたいと思います。

保育を取り巻く環境は保育士の不足、公立保育に対する国の方針等厳しいものがあります。平成21年に起きた事故の重大性と責任を深く旨にとどめる中、今後も安全安心な保育を提供していくためには保育施設の統合は避けられないと受けとめております。

が、その一方で施設の集約化を図ることで人的資源を集中させ津和野町の保育をより魅力的なものとする具体策を考えてまいりたいと思います。

同時に現在行っている医療費の中学生までの無料化にプラスしてさらなる子育て負担の軽減策についても検討してまいります。

次に、教育環境の充実であります。津和野町教育ビジョンに基づき津和野町が持つすばらしい資源を活用した特色ある教育を教育委員会と連携し進めてまいりたいと思います。

また、伝統文化の保存継承においても津和野町歴史文化基本構想に基づき、今後は高津川の文化的景観の向上と地域活性化への活用を進めてまいりたいと考えております。

最後に、昨年よりいよいよ実践段階に入りましたまちづくり委員会と地域提案型助成事業についてであります。

町長1期目の公約でもありました住民参画による住民と行政との協働のまちづくりを具現化したものであり、これから本町がまちづくりを進めていく上での全ての基礎となるものと大きな期待を寄せております。3年間での実績をもとに検証し、その後について継続の可否を判断することとしておりますが、むしろ4年目以降も継続がなされることを前提にこの3年間が十分な実績が上がるよう気合をもって取り組んでいかなければならないとも考えておまして、人的な支援策の拡充を検討しながら町としても積極的にまちづくり委員会に関わりを持ち、一緒になってまちづくり委員会の組織強化を支援させていただきたいと思っております。

今後の本町のまちづくりを考える上で大切なことは、当たり前のことではありますが、まず我々が津和野のすばらしさを認め、自信を持ち、都会の価値観に惑わされることなく自然と共生し、よき伝統文化に根ざした営みから育まれてきた我々の価値観において信念をもって津和野のすばらしさに磨きをかけていくことと考えております。そうした考えのもとまちづくり委員会でそれぞれ展開される地域活性化の取り組みは津和野ならではの輝きをもち、魅力的な津和野暮らしの価値観を形成するものと信じる次第であります。

以上、定住対策を中心にいろいろと申し上げてまいりました。そのほかにも津和野高校支援のことや行政評価制度を初めとするさらなる行財政改革の取り組みのこと。道路・上下水道整備に関すること、収納対策に関することなどさまざまにお話申し上げたいところではありますが、時間の関係もありますので省略をし、今後折りに触れ思いを述べさせていただきたいと思っております。

これまでの4年間町民の皆様への町政に対する期待やさまざまな思いを最大公約数として町政に反映することを心がけ、各地域での町政座談会、各種団体との懇談会など年間を通して積極的に出かけ町民の皆様との対話を大切にまいりました。

2期目に当たりましては引き続き心がけていかなければならない姿勢として重視しております。その上で地方にとってまだまだ厳しい時代が続くと思われ身の引き

締まる思いであります。津和野町の発展と町民の皆様が笑顔で幸せに暮らしていただける住みよい津和野のまちづくりを町民の皆様と一緒に、そしてまたその先頭に立って粉骨努力をしてみたいと決意をしております。どうか議会の皆様方におかれましては今後とも変わらず厳しい御指導と温かい御支援を頂戴いたしますようお願いを申し上げ、2期目に当たりましての私の所信表明とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

日程第4. 議案第108号

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

続きまして、日程第4、議案第108号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、早速でありますけれども、今臨時議会に提案いたします案件は補正予算案件1件、契約案件1件の2案件でございます。いずれも重要な案件でございますので慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第108号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,720万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を84億6,445万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、議案第108号を御説明申し上げます。

それでは4ページをお開きください。第2表地方債補正の変更分でございます。過疎対策事業緊急防災減災事業、全国防災事業総額で1億3,400万円を減額するものでございます。

詳細につきましては事項別明細書の中で御説明を申し上げます。

それでは歳出から御説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。教育費の教育諸費でございます。委託料でございますが、青原小学校校舎耐震補強改修工事に伴う設計管理委託料45万1,000円の減額、それと青原小学校校舎新築工事に伴う設計業務委託料2,192万円の合計2,146万9,000円を計上しております。

工事請負費でございますが、青原小学校校舎耐震補強改修工事に伴う清算分で1億7,768万1,000円を減額するものでございます。財源は国庫支出金と地方債でございます。

1枚戻っていただきまして、歳入でございます。地方交付税でございますが、普通交付税を3,300万円計上しております。国庫支出金の教育費国庫補助金でございます。

が、学校施設環境改善交付金として校舎耐震補強に係るもので6,343万4,000円の減額。それと校舎新築工事に伴うもので723万3,000円の合計で5,620万1,000円を減額しております。

町債でございますが、教育債の過疎対策事業債といたしまして校舎新築に伴うもので1,460万円。それと校舎耐震化事業に伴うもので全国防災事業債8,900万円の減額。緊急防災・減災事業債5,960万円の減額の合計1億3,400万円の減額をしております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑をどうぞ。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 13ページの設計業務委託料についてですが、説明ちょっとわかりにくかったのですけれども、解体後の新築の小学校の設計であるというふうに理解をしいいんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） おっしゃられるとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませぬか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 13ページ、工事請負費1億7,768万1,000円の減額、これは当然のことだと、こういうふうに思いますが、この内訳が今の財政課長の説明では、要するに耐震補強工事で契約をした金額からどういう部分に支払をかけて、実際に当初契約をした金額から施工業者には幾ら払ったのかというような中身が全然わからない、今の説明で。したがって、これは財政課長というよりは教育委員会の教育長初め次長にその中身を説明してください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 変更によりまして減額金額が今回補正予算として上がっております。実際工事として残ったものということでの御質問だろうというふうに思いますが、基本的には仮設工事——工事にかかるときに周りの間仕切り等行っております。そういった仮設工事の直接仮設工事費として307万9,000円。これはあくまでも設計ベースで税金をかけていない基本的な数字ということで御理解いただいたらと思いますが、その数字が307万9,000円です。

それから、既に発注をかけておりました鉄骨工事の部材等の金額、全体で334万8,880円、これが鉄骨工事になります。

それから、解体撤去工事として、新しく設置をしております浄化槽のところに元々ありました浄化槽の解体撤去、それから給食棟鉄骨づくりでちょっとはみ出した形で給食棟がございましたけれども、これの解体工事、その他校舎内の一部分の解体を含めまして全体の解体工事で297万8,617円。

それから、その解体部分にありました電気の設備工事等を含めまして電気設備全体で97万3,890円。

それから、浄化槽を新たに設置しております。その浄化槽の設置工事、これが全体で605万5,347円。

それから、その部分で発生していました鉄くず等の再処理というか、リサイクルで逆に入金になった部分、その部分がマイナスで72万8,500円ということで、全体で諸経費等をかけまして2,100万円の工事費になっております。

それから、いわゆる入札率をかけまして最終的に契約は2,066万4,000円の金額で契約を結んだことになっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） ちょっと数字がようわかりませんのでお尋ねしますが、この設計管理委託料の減額になつとるんですが、これは耐震補強設計管理の委託料であろうと思うんですが、これが1,379万円でしたね、当初。それがこれほど減額になったというふうに理解していいんですね。はい。

それから、これはまあ契約のほうでも出てくるわけですが、本体のここへ工事費が出てきておるわけですが、こういった工事の契約解除をどういう形でされておるのか。議会の議決を受けたこの工事であります、いろいろ条例を見ますと議会の議決を受けなくてもいいというふうなことがあるわけですが、まず津和野町の契約規約よりお尋ねをいたしますが、第27条の1項で前払い金があるんですが、これは工事されてすぐ中止になったのでこの処置はされておるのか、おらないのか。

そうしまして、工事の中止ですね。これは文書でされたと思うんですが、いつの時点で、どのようにされておるのか。

それから、契約の解除であります、これも第37条の第1項第1号に書いてあるわけですが、第8号には町の都合で契約を解除したというふうになっておりますが、何月何日に契約の解除をされておりますか。

それから、第21条の第3項工事請負代金の変更にかかることではありますが、これも第25条の1項では請負代金の変更は協議開始の日から14日以内というふうな規定があると思いますが、これは忠実に守っておる契約をされておるのか、お伺いをいたします。

そして、第48条第2項には賠償という何があるわけですが、これは契約を解除した場合受注者に損害を及ぼしたときというふうにあるわけですが、これはどのように検討をされておるのか。

まあ、第30条の第6項では不可抗力による損害については請負代金の幾らかを払うようなあれがあるわけですが、それはどのように対応されておりますか、伺います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 前払い金でありますけれども、前払い金については払っていなかったというふうに思っております。

それから、中止の手続きなり日にちということであったと思っておりますけれども、この中止という工事自体をこれ以上はやっていけないということではありますけれども、工事自体は先ほど説明いたしましたように浄化槽の工事とか一部解体工事とか実際の工事がかかっているものもございます。その工事期間ということで一応10月の末日——本日ですね、を工期として変更をさせていただいております。ですので、工事中止という扱いではなくて、工事の変更という扱いで処理をさせていただいております。

そういった関係で次の契約にもつながることではありますけれども、実際の協議開始から14日とか、それと補償については発生しないというふうに理解をしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 賛成多数であります。起立多数であります。したがって、議案第108号平成25年度津和野町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第109号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第109号津和野町立青原小学校校舎解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第109号でございますが、津和野町立青原小学校校舎解体工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは、議案第109号について御説明を申し上げます。

津和野町立青原小学校校舎解体工事請負契約の締結について。

契約の目的であります、学校施設環境改善交付金事業、津和野町立青原小学校校舎解体工事。

契約の方法、随意契約。

契約の金額、7,560万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額360万円。

契約の相手方、島根県鹿足郡津和野町日原262番地、堀建設株式会社、代表取締役堀大地。

裏をめぐっていただきまして、契約でありますけれども、工期につきましては、議会の議決のあった翌日から平成26年3月31日までに設定をしております。

工事の内容でございますけれども、青原小学校の校舎の解体工事ということであります。直接の解体工事として直接仮設工事。それから、コンクリート等の解体物の撤去工事。それから、土工事、積み込み運搬。それから、廃棄物の処理。それから、給水設備工事、アスベスト等の含有試験。それから、ダイオキシン等の除去工事が設計の中で組み立てられております。

予定価格に対しまして入札率で96.28%になります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） この契約案件に関係しますので教育長、教育次長にお尋ねをしますが、青小の仮設校舎を全協等で説明をされてこられました。したがって、我々はこの解体工事とともに仮設校舎が早く出来上がって青小の子供たちを一日も早く青原の地に戻してやりたいという議員の意見等もあって、それに着手をされるのではないかと、このように思っておりますが、仮設校舎はいつおやりになるのか。あるいはどういう御計画なのかをまずお尋ねしたい。

これは9月定例会の補正で設計管理委託料216万3,000円。仮校舎リース料2,649万5,000円。こういうものを補正計上されておりますので、おやりになるんだらうと、こう思いますが、そこら辺を御回答を頂戴して、関係しますのでまず質問したいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員のおっしゃいますとおり、予算計上いたしましてリースという形で見積もり案内をプロポーザルの依頼を出したところでございますが、残念ながらその該当の社、全ての社から辞退の届けが出ております。それぞれ日付でいいますと10月21日1社、10月22日に残りの1社が文書を持ちまして企画提案書の提出についてはできないという旨の回答をいただいておりますので、実質今現在ではリースができないという形に今なっております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 今、説明聞きましたがね、辞退をされたから町としては仮校舎は建設しないということなの。そこら辺をきっちり説明してもらわんとわからない。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） その後、これをもとに町長とも協議をしたところでございますが、今の条件をさらに繰り上げて金額をさらに上乘せをして再度の見積もりをお願いするということとはできないということの結論を出しておるところであります。ですので、仮校舎の建設ができないというふうに理解をしております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） したがって、青原の地に仮校舎はつukらない。そうすると来年計画する新校舎が出来上がるまでは現在の山村開発センターで子供たちは教育をさせると。こういう方針をお決めになったと。こういうふうに受けとめていいんですね。そこら辺をはっきりと答弁してもらわないと。中途半端なことじゃ、私はいけないと思う。そこら辺をきっちり。

青原地の小学校児童保護者等を初めそういう方たちにもその報告はきちっとされておるのかどうなのか。そこら辺をきっちり説明願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） この決断をした日にちがまだ数日前でございます。

その足で青原小学校のほうの教師・教員の方には一応説明をさせていただいています。地域の方につきまして、いわゆる保護者に対しての説明は7日の夜に説明会を開こうという予定を組んでおります。

実際にほかに青原小学校の移転先が適当なものはございませんので、現状の山村開発センターを引き続いて使用せざるを得ないというふうに、今、判断をしておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございせんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 1点だけどうしても納得がいきませんのでお伺いしますけれども、随意契約という契約方法をとられております。全協の中での説明では、子供たちのためにより早い方法であるということ。それと、安く上がるんだということと言われましたけれども、とはいいいながら、私の中では納得がいかない。その随意契約について納得行くような御説明があればしていただきたいと思うんです。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 随意契約に至った理由というのはこれまでも全協を開催いただいてその中で我々も御説明をさせていただき、また議員の皆様からの御質問にもお答えする形でお話をしてきたとおりでありまして、これ以上さらに付け加えるということになりますと、特にもうそれ以上のものはないということでありまして。

一番の大きな理由は、これ繰り返しになりますけれども、一刻も早く青原での地への小学校の開始をしたいと。そして、生徒の皆さんに一刻も早く元のそうした学校生活に戻っていただきたい。その一番早いスケジュールを考えたときに、この随意契約でなければならないというような状況であるということでもあります。

特に、先ほども御説明申し上げましたように、仮校舎の建設というのがほぼ難しいという、ほぼというよりも難しいという状態になりましたので、余計に現在のこの開発センターでの学校生活、これがさらに延びるといようなことになってまいりましたので、そういう観点からもさらに一日でも早くこの青原小学校での学校生活に戻っていただけるように努力をしていかなければ、さらにならないといような状況にもなっておりますので。そうしたことも含みお考えをいただきまして何とぞよろしく願い申し上げますというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 全協での説明ですと、新たな入札をする場合に二、三カ月ぐらいのおくれであるというふうに言われました。それは、そのぐらいで済むんなら、ちゃんと頭を下げていけば保護者の方たち、関係者に頭を下げていけば、私はすっかりした形になると思っておりますが、それはしないというふうにお考えであるというふうに理解をしていいんですね。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 本当繰り返しになって申しわけないんですが、子供たちにその二、三カ月を待てということは、我々の立場では言えないというふうに思っております。頭を下げることは保護者に対しても、子供さんに対しても、先生に対してもいくらでもいたしますけれども、それで片がつく話ではないようなつもりであります。

ですので、本当仮校舎ができないという状況になった。もう現在であれば、より一層一日も早く校舎を建てる。新しい校舎を建てるという気持ちで精力を傾注したいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 教育長にお尋ねをいたしますが、この随意契約についてお尋ねをしたいと思っております。

まず、この前の資料で次長が説明されましたね、地方自治法施行令第167条の2、第1項、第6号、これをもって随意契約をしたいというふうに申されております。

というのは、競争入札に對することが不利と認められるときというふうにあるわけですが、なにもって不利とされておるのか。どのように理解をされておるのか、説明をいただきたい。

それと、やはり地方自治法の施行令の第167条の2、第1項、第8号、これについてどのように思っておられるか。これをどのように理解をされておるのか、伺います。

というのは、競争入札に付し入札業者がないとき、または再度の入札に付し落札者が
ない場合というふうに書いてあるわけですが、これをどういうふうに理解をさ
れておるのか。この8号について、もしくはこれを考えられるなら、これが不調に終わ
った場合には随意契約はできるというふうになっておるわけですが、なぜ入札
ができないのか、それをお聞かせいただきたい。

そしてもう1点、なぜこの工事名が違う事業をです、これが随意契約が可能なのか。
どこにそのような条例で書いてあるのか、全く見当たらないのですが、これについてどの
ように考えておられるか。耐震補強改修工事という工事を出して発注しておるんですか
らね。これが今、いろいろな問題で施工できないと。今度は解体工事という正式な名称
があるんですから、全くものの違うもんが随意契約でできるというふうなことには私は
いささか腑に落ちないと思っております。

納得できるような御説明をいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 地方自治法施行令第167条の2、第1項、第6号で競
争入札に付することが不利ということに関してでございますが、全員協議会するときで
もお話しをさせていただいておりますが、私の立場からしますと、子供たちが居るべ
きところから急遽違う場所に移ったこと、それ自体で早く戻す。競争入札に付するこ
とが期間が延びていくので子供たちの側からみて不利だということで私どもは考え
ておりますし、全員協議会の場でもそのような形でお答えをさせていただいておりま
す。

その意味では第8号のほうも、より短い期間のスケジュールで行っていききたいとい
うことで、6号のほうの解釈を進めていきたいということを思っております。

解体工事の途中の作業を名称が違うということで工事が違うということなんですけ
れど、同じ建物同じ場所で行っていくことが可能であるということから工事名が違うの
ですけれども、随意契約が考えられる状態の中でそういう方法を、そういう審査会等も
経てそういう形をとらせていただいております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） せっかく説明いただいたんですが、余り理解ができ
んのですが。

私は特に申し上げたいのは第167条の2、第1項、第8号。これについて入札をし
なさいという条項があるんですね。これをなして採用していただかんのか。これをとっ
て、これをもってやれば随意契約もしくは落札者がない場合には随意契約ができるよ
うなことになつとるんですが、これをどのように理解されておるのか。

また、先ほどから次長さんも教育長さんも子供のため、子供のためて言うておられま
すが、当たり前な入札の手順を踏まえて早期に着工されるように、この進捗率を上げる
とが、この子供たちに一日も早い環境を提供することにつながるんじゃないでしょうか。

そのためには、入札してもう日にちが云々と言われましたが、地方自治法の施行令の第167条の6、この第1項に一般競争入札の公告というのがあるわけですが、これは町の契約規則第2章の一般競争入札の公告第2条、第1項、第1から第3まであるわけですが、この中に設計金額がいろいろあるわけですが5,000万円以上のものについては15日以内の公告の日にちがうたってありますね。そうするとこの間の全協での説明でも既に建設業者は3社しかおらないわけですが、じゃない津和野町は4社ですか、4社おられるわけですが、これをすると指名審査会も何もすることはないわけですね。そうすると、すぐ公告されて入札案内を出されて入札をされれば、先ほど申しましたとおり落札者がいない場合、先ほど言いました第8号競争入札に対し入札者、落札者がいない場合は随意契約ができることになるとるんですから、それを1回やってみられて、入札をやってみられてその結果落札者がいないという場合には随意契約をされるのが普通の手順じゃないでしょうか。

私はこの条例を読ませていただいてこのように理解をしておるんですが、私の言うことが間違っておるのか。私が横車を押しとるでも思っておられるのか。それについて御答弁いただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、地方自治法施行令の第167条の2、第8項の件でございますが、競争入札に付し入札者がいないとき、1社でもあるとまたこれは条項は該当に多分ならないだろうと思います。で、または再度の入札——1社であったら再度の入札になりますので、2度目の入札を行って、再度の入札をやってもまだ落札者がいないときは随意が認められるということなので、1回やったらそれですぐに契約というふうには我々はちょっと理解ができておりません。

それから、それはそれとして、指名審査会を外してやればいいのかということ御意見をいただいたところでございますが、基本的に一般競争入札にするのか、指名競争入札にするのか、随意契約にするのかという今回判断をさせていただいておるわけですが、一般競争入札でこういう条件で入札をかけるよということを指名審査会を抜かしてやるということには多分ならないだろうというふうに思っております。

ですので、指名審査会をやった上で今回も随意契約ということ判断をして今回の契約をさせていただいたということになります。その指名審査会で仮に一般競争入札という判断をすれば、議員さん言われたような期間設定をしながら入札にかえていくという形をとるということですので、全て飛ばしていくということにはなかなかないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 御答弁いただきましたが、どうも得心いきませんが、入札をするのに指名審査会にしても、もしくは4業者が辞退されりゃあ、それは別でございますが、それをやらないうちに何でその審査会云々が言われるんかわからんで

すかね。審査会というのはどの業者を入れるかちいうことでやるわけでしょう。この前の説明資料いただいておりますが、島根県の営繕課の発注の場合は主格としてとびどこ、建築一式の情報を求めておられますね。ところが、津和野町はそれを忠実に守ってやられるというふうであるんでしょうが、そのとき津和野の場合はもう建築業者というふうに決めてありますね。とび工どこか入れていないわけです。

そういったことで、町内ではこの工事に入られる業者は4社しかおられんというふう
に次長、あなたがこの間説明をされたんですよ。それを言われるのであれば、無理に指名審査会をすることはないじゃないですか。この解体工事で津和野業者は4社しかおられないというのであれば、無理に審査会をしなくてもこの4業者がふえるわけではないんですから。そうすると、ここへ通知されて、それで入札をされてみて、それはその通知を出されて辞退をされる業者もおるかもしれません。じゃが、それがひとつの手順じゃないんですか。それでおられん場合には随意契約をしてもいいというふうになつとるじゃないですか。そこんところを私は間違った質問をしとるか、どうなのか、それを聞きたい。そういう手順を、条例にも書いてあるんですから、ちゃんとこれを踏まえて、私はやるべきじゃないか。それで随意契約をされるのであれば一層私はその異論を申し上げることはありません。

ですが、こういったかがみの違う工事を一つは発注して中止されております。これを新たにまた解体工事として出されます。このものを一つにして随意契約というのはどうしても私は理解ができません。私が言っとることが間違いであるのか。この第167条の2、第1項の第8号をどういうふうに理解をされておるのか。入札せえちいう分ですよ。次長さんどうしてもそれんことすりゃあ工期がおくれるけ、どうじゃこうじゃちいうことを言われますが、そねんな問題じゃあないんですね。入札したって公告してから15日以内でやるようになつとるじゃないですか。それをどのように。もう一回説明していただきたい。3回までしか言われんけえ、しっかり答弁してください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 指名審査会で審議することはもちろん業者の選定という部分も大事な要素ではあるんですが、この件につきましては業者の選定、4社おるよというのは該当として手が上げられる人が町内では4社見受けられるという意味合いでございます、ここは一般競争入札の該当工事に通常であればなるということでございますので、町内のどの業者を指名するという、指名審査会とはいいながら指名をするということはありません。これは資格がこういう形で入札に参加できる要件を公告します。その内容についてこれでよろしいですかということも指名審査会の中で審議をしていただくわけですが。

ですので、その町が今まで一般競争入札でやろうという形で工事を進めるときには、まずは町内の業者さんを対象に一般競争入札にかけようというスタイルをずっと貫いてきております。そのときに条件として提示をする公告内容とすれば、その該当になる

業者は4社おるだろうと。これはあくまでも「だろう」ということでございまして、手を上げてくる業者はそのうち何社になるかというのは公告をしてみないとわからないという状況です。ですので、4社についてこちらから入札に参加しなさいっていうやつは、いわゆる指名競争入札になりますので、この工事はその該当工事にはならないというふうに思っております。ですので、そこの辺の差異が若干あるだろうというふうに思います。

で、前の全協のときに御説明をしたとおり、その当たり前の手順をずっときちんと踏んでいくと、やはり時間的にロスが大きくなってくるといいう話で前の全協のところでは御説明をしたように思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 今回の契約の金額が7,560万円ということで、私が考えておったよりも安くなっておるように考えておるわけでありましてけれども、これはやはり業者が耐震工事に一部入っていることから、全調査費や共通仮設費が必要じゃないということからこういうような金額になったのか、そこら辺のところをわかつてあげることがあればお聞きいたしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 前の全協のところでの説明にもありましたけれども、共通仮設費等でこの設計から随契でやることによって落とされる、基本的な設計としても落とされるものについては全て落とした中で見積もりを依頼しておるところです。ですので、その金額については当然設計の基準から落とされていますので、低く抑えています。ただ、もともとの予算が1億4,000万円。まあ半分にはなりませんけれどもかなりの金額に抑えておる。それが全てその随契でなったというわけではございません。当初の予算は一般的なRCの3階であれぐらいの規模でやって計算をしたときにはこれぐらいはみとかなないと危ないよという金額でやっております。実際の積み上げ計算を設計士が始めた中では若干1億円を超えるぐらいの設計になるんじゃないかというふうに前もっては聞いておりましたが、結果的にこの金額で出していたというところで、その細かい内容については我々も専門家でもございませぬのでわかりませぬけれども、そういった中の積み上げの中で当然これも会計検査の対象になりますので会計検査で来られたときに回答ができないような内容ではうちも困りますので、そういった内容はもちろん押さえた中で積み上げた設計を出していただいたというところであります。特に1億4,000万円が大きく落ちた要因としては、アスベストの対応も必要ではないかという当初の考えがございまして。一部固定の、いわゆる非飛散型のアスベストはまだ現状であるわけですが、これの処理はそれほど大きな手間がかかりませぬが、飛散型のアスベストの危険性があるということで、それ処理をやりますと二、三千万円すぐ費用がかかるようですので、それを見込んだ上での1億4,000万円だったというふうに当初の設計では聞いております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） まず、全協でいろいろ説明をされましたことがありますので、確認も含めてお願いしたいと思いますが、この解体工事の設計は誰がやったのか。

それから、今、関係のことで仮校舎の設置はしないという決定をされたという説明がございましたが、これは単に、ただ単に財政的な理由というぐあいに受けましたが、それでいいのかと。

それから、今の随意契約の条件の中の随意契約ができる条件がいろいろありますけれども、それは今、不利になるという説明の中では——もう一回確認いたしますが、時間的な問題だけの説明が主にされましたが、そのことだけですか。

その三つをお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 解体工事の設計については大建コンサルタントであります。

それから、仮校舎のいわゆるあきらめるという理由ですが、基本的にいわれるとおりの財政的な面でございます。

それから、不利になる点ということですが、結局時間的なことが要因で子供たちのいわゆる義務教育の健全な遂行が不利になってくるというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） もう一回確認しますが、今の時間的な問題で子供たちが不利になるという説明ですが、この入札と子供たちの不利と何か関係があるんです。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 何度も繰り返しになるんですが、いわゆる子供たちの教育環境、今の山村開発センターが適正な環境だとは思っておりません。で、自前のしっかりした校舎で義務教育を受ける。そのことが保障されない期間が長くなるということは、やはり決して適切なことではないというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私もこれまで子どもたちが一日も早く青原の地に帰れるようにということを願ってはおりましたけれど、この随契というのはやっぱり納得がいきません。

それで、まず仮校舎のことですけれども、仮校舎ができるものとばかり職員の方も子供たちも、それから保護者も考えていたんですが、財政的なことでできないということではね、もうちょっと考えていただきたいなというんですが、今のセンターそのものが子供たちの学習する環境としては十分ではないということは今までたびたび言っておられるんですが、そういうところへ長く置いておくこと事態がおかしいのではないかなというふうに思いますが、それがこの財政的なことだけでやれないと。

できないということは納得できませんし、もう一つその随契にされたということが子供たちを早く帰したいというその思いが一番強いということをずっと言っておられますが、帰したいと思うのはそれは誰も同じ思いではあるんですけども、やはり正当な手続きを踏んでその上で本当に子供たちに堂々と私たちが決めてつくった校舎ですよというのを、どうぞ使ってくださいというふうに渡したいと思うんですけども、何かただ子供たちを早く帰したいということだけで随契に、正規の手続きを経ないで随契にしたということは納得できませんし、こういうことでできた校舎で果たして本当に地域の人たち、子供たち、保護者が……（発言する者あり）

濟いません。ちょっと意見討論のようになってしまったんですが、それでまず、この随契にして急ぐということ、早く校舎をつくりたいということなんですけれども、入札をかけてそれで落札ができなかったとかそういうことがありながらも最終的に業者が決まったあとでのその工事の短縮とかそういうものは、それは教育委員会とかその工事の関係者の努力で縮めることができるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、絶対それは不可能なことなんでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 工事の短縮は随契であろうが一般競争であろうが入札後に解体をして新築の工事、このときには設計に基づいて一般競争入札で行います。あくまでも今やろうとしているのは解体工事についての随契です。

少なくともスタートラインがどこかという部分があります。今のところこの契約でいけば来年の春、おそくとも4月、5月の中旬ぐらいまでには解体工事が全て終わって更地になった状態で新しい校舎の建設の入札が整ってスタートができるような環境をつくっておきたいと思っております。

これが、解体が延びることによってそのスタートが1カ月でも2カ月でも先にいってしまいますと当然工事が今度は冬にもかかってきますし、年度をさらにまたがる危険性も十分あると。その中で当然工事を一日も早く仕上げてもらいたいということは、随契であろうが一般競争であろうがこちらの願いとして今度新たに建設を受けられた、受けられる業者をお願いをしていくというふうには思っております。

ただそれはスタートラインがずれれば、それだけぶんほど当然いくら急がせてもその分は当然ずれるわけですので、その工事自体を短縮することができないとはいっていないわけでございますけれども、要はどちらの工事にしたって短縮をしてもらいたいというふうに思っておりますので、それは随契と一般競争、その入札の方式とは直接関係ないというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 関係ないことはないと思います。一般競争入札にしていろいろの手順があっただけの場合でも、そのおくれた期間を何とかこう業者に頑張ってもらって短縮できるというようなことができるのならば、ちゃんと正規の手続

きをしたほうがいいのではないかなというふうに私は言いたいですけれど、いかがでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 今、この随契でやっても、そのスタートラインにようやくつける。当然この随契の解体工事もできるだけ早くやって、できるだけ早目の更地もつくっていききたいというふうに思っております。これも業者のほうにできるだけ早くやってほしいということをお願いをしております。

建築のほうについても、その随契で仮におくれた分について、その建築で巻き返せという話だろうと思うんですが、随契でやってスタートが早ければその分もっと早く校舎が新しい校舎に移転できるということになりますので、巻き返せるのであれば現状でスタートした分をさらに手前にもっていききたいというふうに思っておりますので、先ほど言いましたように、直接その工事の随契と一般競争と工事を早めるというお願いについては関係がないというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 今、ずっと聞いている中で全てが何か綱渡り状態のような気がして聞いているんですけれども、本当に随意契約がよくないという中でもどうしてもそれをしなければならぬというのが、平成26年度内に子供たちを青原の地に帰したいということであると思うんです。ただ、それが必ず可能なのか。

平成26年度にもしも帰れなかった場合、今の5年生が丸1年以上、だから全然結局青原の地へ帰れないままでいいのかっていうことを考えたときに、私は最初は仮校舎建築は反対だったんですけれども、仮校舎を建てて手順をきちんと踏んでとりあえず仮校舎で子供たちが今目の前の5年生の、6年生に対しては本当に今の環境で仕方ない、もうこのままでしょうけれども、5年生の子供がきちんとした環境の中で勉強ができる環境をつくるべきじゃないかなというのをすごく今、感じながら話を聞いていましたが、平成26年度内に必ずできるものなのか。

それも工事してみないとわからないっていうことなのであれば、急ぐよりもとりあえず仮校舎を建ててきちんと手順を踏んで、それからいい校舎を建てていくべきじゃないかなというようにも思います。

平成26年度内に建てられるかどうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、仮校舎についてであります。先ほど申しましたとおり、最初のいわゆる町長の方針として5,000万円、おおむね5,000万円を基準として建てたいと。それを超えるようであれば仮校舎はあきらめないというふうには町長の方針として御説明をしたと思います。

現実、そのおおむね5,000万円程度で出しました。これが仮に、おおむねですの

うに思います。ですが、これがだめだと。仮にそうすると1億円にやると。枠を広げるとすると一般財源で約5,000万円ぐらいの持ち出しになります。当初はいわゆる補助以外の部分、補助財については起債を借りてというふうにイメージをしておりましたけれども、現実どうもこのパターンはだめだということで財政の結論を聞いております。そうすると半分は一般財源で負担はせんといけない。そうすると1億円仮に仮校舎出しますと5,000万円は一般財源を使わないといけないという状況であります。

なかなか7月28日の豪雨災害以降津和野町も財政的に今からどれだけの金がいっていかというの予想がつかないぐらいの状況であります。そのあとにこういったある意味災害であります、人災でありますけれども、こういった事態が生じてきたという状況の中で教育委員会としては当然仮校舎を幾らお金がかかっても建てて、あそこの青原の地に帰してやりたいというふうに我々教育委員会サイドとしては思っております。ですけれども、今の町の財政状況を勘案した中でそこまでの無理はいくら何でも言えないんじゃないかということで、教育委員会を開いた中で委員の皆さんの総意として「もうそれは諦めざるを得ないだろう」ということで、今、進んできたところでありまして、その辺は御理解をいただけたらというふうに思っております。

それから、平成26年度内の工事完工ですが、これはもうとにかく死守したいというふうに思っております。先ほど議員さん言われたように、今から未来のことですので何が起こるかかわからない、その約束ができるかちいうて100%の約束、未来についてできる人間は多分おらんとは思いますが、平成26年度中に子供たちを青原の地に帰すというその努力は最大限教育委員会として行っていきたいというふうに思っておりますので御理解をいただけたらというふうに思います。

○議長(滝元 三郎君) 町長。

○町長(下森 博之君) 平成26年度中に間に合うかどうかということでありまして、本当にスケジュール的には非常に厳しいわけでありましてけれども、やはりこれはもう町の責任においても間に合わせるべく最大限の努力をしていかなければならないだろうというふうに考えているところであります。これは特に年度変わりというのは大きな節目でありますので、その平成26年度中の完成を目指してやっていくということにもなります。以前の全協でもお話を申し上げましたけれども、青原小学校の子供さんたちにとってはこのたび本当に災害が起きたようなもんだというふうにも思っております。

そうした中で一刻も早くもとの学校生活に戻っていただかなきゃなりません。特に今回の災害というのは昭和40年代の話とはいえども町の責任で起こしている、町のまた起こした災害でもあるということでありまして、そういう面から町の責任を本当に痛感しております、そうした中でこの平成26年度中に何とか戻っていただけるように努力をしていかなきゃならん。ただ、厳しいスケジュールでありますから、そうしたことも考えた中で本当に一日も早い方法を進めていかなきゃならん。そういう思いの中

で随契ということが当然通常の方法ではないということは我々も認識をしておりますけれども、とにかくそういう、早く間に合わせるという、その一番ベストの方法を考えたときに、この随契が一番早いという状況でこういう提案をさせていただいているということでもありますので、何とぞその点について御理解をいただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） きょうの金額を見ますと、随契によると補正予算より大幅な減額ということでなっておりますが、減額になるということについては本当喜ばしいことではありますが、過去の例をみますと入札減が出た場合にはそれをまた設計変更というような形の中で随意契約ということで事業費が膨らんできているというような実例があります。このたび大幅減額になつるとということで、今後設計変更で予算が膨らむというような懸念があります。懸念に思っております。ここではっきり言っていただいて、解体工事の随意契約ということでもありますので、そういう設計変更で予算が膨らむということがあるのか、ないのか、はっきり答えをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 基本的には設計段階でより精査をして今回の解体工事について増額の変更があることはまかりならんというふうに思って設計をしてほしいということを伝えております。それで出てきたわけでありましてけれども、解体工事で今一応確認をしておりますアスベストの関係、これ一応当初ありそうだという箇所については測定の結果でないというふうに判断ができるようでしたので、今回はその補正を落としております。

ですが、ほかの箇所にそういう場所がもし見つかったときには、あるいはそれを勝手に壊すわけにはなかなかいきませんで、そういった場合にはまたお願いが、変更ということは可能性がゼロではありませんが、今の感覚でそのまま工事が進めば増額の変更契約ということにはならないように思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 仮設校舎についてですけれども、2学期に3学期から入れる、あとは今度は2月ぐらいになるんじゃないかなという中でこの仮設校舎を断念したということは児童、保護者、教職員、住民全て落胆されると当然思います。

そうした中でさまざまな問題が出てくると思うんですけれども、今、話、全然出ていないのが社会教育面の開発センター、そこで青原小学校が大方を占有しています。そうした中で日原公民館、また中央公民館、まあ日原エリアを網羅していますけれども、その社会教育面でもさまざまな問題が出ると思います。

そういった面では運営委員会等いろいろ協議されると思いますけれども、保護者説明会が11月の7日に予定されていますけれども、そのことも順次考えられているのか。まず、それをお聞きしたいです。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 本日の結果と待たないと確定という形でお話はできませんので、ただ先ほど青原小学校の関係者分については大体の日程を決めておりますが、本日の結果を待ってもう続けるという形をこの議会の中でもお話をさせていただいたこととなりますので、当然地区の皆様方——山村開発センターをお使いいただく方向けに説明をする機会を持つことを予定しております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） それで、卒業式は体育館が新しくできていますから、そこではできると思います。ただ、入学式に関しては教室、部屋がないので多分開発センターですることになるのではなかろうかと思えます。ぜひ2年連続入学式が開発センターで行われないように頑張ってくださいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 答弁はいいですね。

質疑はありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほどの三浦議員と関連するわけですがけれども、仮設校舎を断念したということになりますと、山村開発センターを1年間また利用するという形のものになるわけです。そうした中において、やはり日原地区といたしましては、先ほど社会教育問題がありましたように、センターを中心にいろんな各事業、いろんな教室、そういうものをやっとするわけですよ。そうすると、1年間青原小学校の生徒の方がそこをある程度独占するという形になった場合には、こういうような社会教育を社会のことをやりたいとかいろいろ各種団体が今まで利用してきた部屋がたくさんあるわけですね。そういうもんが全く使えないというような状態が1年間も延長されるということが想定されるので、そのセンター活動に対してこういう要望が出たときにはもう対処できないという問題も出てくると思うんですけれども、それに対応する処置として今の段階ではその仮設校舎を断念したという思いの中において、こういうような地域からの要請があった場合にはこういう形である程度対処しようというのがあるのか、ないのか。

今までは2月か3月ごろになったら生徒がおらんになるので従来どおりな社会教育の場として提供できたんですけども、1年間これがだめということになると地元からの要望を出して町としてはどのような対応をされるのかどうか。その点、今、何かありましたらお願いしたいと思います。

もちろんそういうセンターの審議会とかいろんな格好でないと結論が出ないかもわかりませんが、せめてこれぐらいのことはさせてあげて、大幅な予算が削られたわけですので、その人のためにその予算を使ってでもこういう形のものをつくってあげていろんなコミュニケーションの場をもつてくるというような構想があるのか、ないのか。まずその点をちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 具体的に地元からこうしてくれということは、今のところはまだ聞いておりません。

この事態が本日公になった発表みたいなものになりますので、今後議員さん言われるようにこういうときにはどうするんかという要望があることは想定が当然できます。ただ、内容がわかりませんのでどういうことをやってくれという要望に対してどういう対応をするというのは出てから、その内容によって対応せざるを得ないだろうというふうに思います。

特に現場におられます館長さん、日原の公民館長さん等の御意見で一応問題に今なっておるのは、どうも調理、調理場ですね。料理教室なんか若干影響を与えておるようです。その分については、実際学校でずっと調理場を使っとるわけではないので、社会教育の場としてそこを調理をして、ただ、それを試食する場が教室に。今までは試食する場として使っていた部屋が今、教室として使っておりますので、その部分については工夫をして、その調理場で食べられるような形をとれないかとか。そういうことをちょっと検討して利用していただいたらというふうに説明をしております。

あと、部屋については大集会室、大きな会議室ですね。あそこは一応使えるように想定をして今度もそういう形でやっていきたいと思っています。

それから、2階のいわゆる鍵がかかって校舎と隔離ができる部屋が一つありますけれども、その部屋も一応今後も使える形でやっていきたいというふうに思います。

あと、小さな部屋とか小会議等につきましては、隣の社協の会議室とかをまたお願いに行行って、利用させていただくとか、役場の庁舎の2階とか、そういったところも利用ができるように総務財政課のほうとも協議をしていきたいなというふうに思っていますし、比較的近くで枕瀬の公民館がありますし、池河の公民館もございますので、今実際はそういうところへそれぞれのグループで場所をとっていただいて、実際はこの数カ月については運営をしていただいております。それがちょっと期間が長くなるという形で大変御迷惑をかけるような形になると思います。

仮にどうしても部屋が足りないよということでプレハブでもいいから建ててくれというような御要望でもあればまた考えないといけないと思いますが、実際あの敷地内余り広くございませんので、そういったスペースもなかなか確保するところがないなというふうにちょっと頭を走らせておるところです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） といいますと、今まで山村開発センターを青原の生徒が利用しとる中において、今の給食のほうの問題のほうは、給食ちいうんか料理教室か、のほうは若干ちょっと問題が発生しておるというような形で、ほかの事に関してはいろんな周辺の施設を利用しての会議等、いろんな集会等をやってもらって今のところは支障がないというように解釈されたわけでございますけれども、それは何月までには学校が仮設校舎ができていなくなるからそれまでは我慢しようやという

ような地域の方の温かい温情があってそういう問題がなかっただろうと、このように私は解釈するわけですね。

そうしますと、それが1年間延長ということになると、1年間もというたら地域館長も若干変わってくるんじゃないかというような思いがいたしますので、なんとかこれだけの予算が削られて早くつくらなきゃいけないという学校で無理をいうわけですので、いろんな地域の方の要望が出た場合には若干の予算をつけてでもそれに答えるのが行政だろうと、このように思っておりますので、その点に関しましてはいろんな学校で人命があっただけの要望に答えるようにやっていただきたいと。もちろんやっていただけるものと私も信じておるわけですが、その点の確約をちょっとお願いしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のように、開発センターを占有するということになるわけで、そうした主に日原地域皆さんでことになるとは思いますが、全体に関わりが出てくることでもあろうかというふうに思っております。

当然そうしたところをできるだけ影響を少なくしていくということも町の責任だというふうにも思っておりますので、今回、まあ例えばの話でありますけれども、その集会用の例えば仮のそういう、どういましょうかスペース、そういうものをまたリース等で。これは当然仮校舎を建てる、リースで行うよりは相当安くいけるだろうという思いもあるわけでありまして、そうしたものも検討を当然していくことも必要だろうというふうにも思っております。

まずは、当然日原地域の皆さん中心にもいろんな御説明もいたしてまいりますので、そうしたところの雰囲気もみながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） あと1回発言の機会がもらえると思っております。

その仮設校舎をつくらないということで、青原の子供たちが1年以上も給食、体育、このときに日原小に通わなければならないという、ものすごいハンデが生まれると思う。今でも本当にそのことについては子供たちも教職員の方も非常な苦勞をしておられると思います。それからもう一つは、バスで通わなければならないという問題があります。

そういうことで、子供たちにもいろいろストレスがたまっているようなんですけれども、これ1年延びるということに対して子供のたちの状況等をどのように考えておられるのか。

私、これは非常に大事なことだと思います。5,000万円は、それは多額ですけども5,000万円の上を町の一般財源からというふうなことを言われましたけれども、子供たちの体力の問題もありますし、それからストレスのこと等も考えただけ早く仮設校舎を建てて、青原へ帰していくということが町として本当にとるべき道ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 仮校舎のこと。当然議員御指摘のように子供さんたちのことを考えれば仮校舎をつくるということを進めていきたいわけでありまして、当然ながら私どもとしてはその財政的な面、そうしたものも気にしていかなければならないという、そういう実情も何とぞ御理解をいただけないだろうかというふうにも考えておるところであります。特に今回はこうして災害が起きております。先ほども次長が申し上げたとおりでありまして、その辺のところの非常に財政的な面、これからやり繰りもしていかなければならないと。そういう状況でもあります。

そうした中で、当初仮校舎のリース見積もりをとりましたときに約1億5,000万円の見積もりが出てきたというわけでありまして。とてもこの1億5,000万円というお金、これを今の町の財政状況で投じるということ。相当やっばり難しいということ。これ、苦渋の判断でありますけれども。子供さんたちの当然御立場や今の状況というものもわかりながらも、やはり町の財源にも限りがあるということでありまして、とても難しいということから、これはもう私どもの勝手な思いであったわけでありまして、何とか5,000万円ぐらいは工面をしてでもやれるんじゃないか。そういうところを判断して、だけど1億5,000万円のものを5,000万円まで落とそうという話でありますから、本当にできるかどうか、それはまさにわからない中でも何とかプロポーザル方式という形で我々の思いも伝えて5,000万円で作れる方法を入札方式でとってみようということを進めてきたわけでありまして。しかし、残念ながら結果として先ほどから申し上げておりますように入札の意志はないということで、どの業者からもそういう回答をいただいておりますので、5,000万円であってもリースはできないということの今、状況になっているということでありまして。

ですから、これを、じゃあ本当に現実的なところでいうとどれぐらいの金額になるのかということになりますと、やはりその見積もりの1億5,000万円というのが1回出てきているわけでありまして、そこがやはり現実的に路線にまた戻っていくというような状況でもありまして、なかなかそういうことを考えますと非常に難しいというような現在判断にもなっております。

また、予算についても議会のほうには5,000万円ということをお話をして認めていただいておりますので、今回の入札結果を踏まえて、そう簡単に我々が勝手に金額を上げるといふことにもならないというふうにも認識をしている次第であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 大分前の話になりまして、これが当てはまるかどうか分かりませんが、昭和16年当時津和野中学校、爆発的に生徒がふえまして津和野中学校には講堂というのがありました、体育館とは別に。また体育館、これも全部区画をして教室に当てております。このたび青原小学校屋体が完成しております。トイ

レ等も皆完備されております。職員室あたりをちょっと仮設といいますか、それで増築するとかの考え。

また、それをできますと、先ほど言います日原町山村開発センターの使用の問題。校庭もそのまま使えます。ただ屋体の場合だけはちょっと通う状況になりはしないかと思うんですけれども、でも昭和16年当時の入学者、今65歳ですか、皆さん立派に卒業されておりますので、ちょっと我慢していただければかなりの負担軽減並びに児童の負担の軽減にもなりはしないかと、ちょっと提言して、そういう考えは全くなかったかどうか、聞いてみます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 全くないことはなくって、体育館もこのプロポーザルのときに利用できる部分についてはした構想をもって出していただきたいということも付け加えております。

ですので、その体育館の中をある程度利用した形で、教室で賄える部分についてはそれも構想の中に入れてさらに上でリース部分、最低必要な部分を付け加えるような形で提案いただけないかというようなイメージでのプロポーザルを出しておりますが、結局体育館を一部利用するというのも含めてのプロポーザルですので、それでもだめだという形で回答が返ってきておると。基本的に今、建ったばかりの体育館を構造から防音壁とかをもちいながら区画をしてということは、なかなか全教室を賄うのは無理じゃろうなというふうに思っていますので、やはりそういう工夫をしながらやっぱりリース物件も必要になってくるという構想の中で、結果的にその案は出てこなかったというところが現実であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 最後の質問ですので確認をとらせていただきますけれども、先ほどの御答弁ですと、4月、来年度より新規校舎に着工予定であると。ということは、本年度3月31日までの間、残り5カ月の間に解体・整地であるというふうに理解をしましたがけれども、それが早く済めば当然その4月着工が、じゃあ2月着工というふうな可能性もあるのか、どうなのか、お伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 先ほど一般会計の補正予算をお願いしたところでありますが、あの中でいわゆる新規の改築校舎、新しい校舎の設計予算を組んでおります。これについても大至急業者さんを決めて一日も早くその設計にかかってもらいたいというふうに思っております。

ですので、大至急その設計業者を確定して設計にかかってもらうわけですが、現実通常の設計スパンでいっても、まず基本設計をして実施設計に移るというスパンをみるととても2月ごろにその設計が仕上がるということは想定できません。基本的な、やはり基本設計の段階で2月、3月かかるというのが通常だろうというふうに思います。それ

もある程度巻きを入れてもらってできるだけ早い設計を仕上げてもらわないと、要は工事にかかっていかないという状況でございますので、早く解体が終わったから、ほじゃあ2月から工事に入るということにはなかなかならない。

それから、これも当然補助を受けてやることになります。ですので、国の補助が内定がいただけないと工事にかかれぬ、契約ができないという状況もあります。通常でいきますと、やはり5月を過ぎるのが通常でございますので、実際の工事にかかるのは5月になってくるのかなというふうに思っておりますが、できるだけそれを早目に早目に回っていくように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の、ただいまの質問の中の答弁の中でいろいろ答弁をされましたが、いわゆる私はこの随意契約そのものにやるべきではないという観点で反対をしたいと思います。

時間的にということで説明がございましたが、今、最後の説明の中でもありましたように、本体の工事を始めていくまでに解体をすればいいわけでありますから、その解体の時間が随契ならすぐ早いような今説明でございましたが、そういうことは決してないというぐあいに思っております。

基本的に子供たちが早く帰りたいということは、誰もそういうがいに思っておると思いますが、いわゆる本校舎がきちんとできるというのが一番の最終的な目標だというぐあいに思いますが、それまでに解体工事をすればいいわけでありますから、仮校舎がないということの前提で今、申し上げております。話を進んでいくなれば、この基本的にそれを粛々と手順を踏んだ入札で行うべきだというぐあいに思います。

随意契約そのものでやるべきではないということから反対をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） このたび町長2期目のスタートにあたり、こうして議案を出されましたことは、ひとえにやはり青原小学校の子供をきちっとした本来の校舎に一日でも早く戻してあげたいという、そういう思いであるかと思えます。先日もスポーツ少年団の大会のあとに青原小学校の子供たちの生の声をたくさん聞きました。一日も早く帰りたい。そして自分は本来の校舎で小学校5年生の子供もここで授業を受け卒業をしたいと。これが今回随意契約ということで、例えば3カ月おけると、私はその平成26年度中の完成も非常に危うくなるのではないかと思います。例えばじゃあ施工期間を短縮すればいいではないかということもありますが、そうすると私はこれはまた不良施工につながる可能性も否定できないと思えます。

そのような中で今回、随意契約というのは基本的には入札を行わないことによって入札価格が上がるということなどを防止するという、そういう意味で一般競争入札というものが、私も本来だと思います。しかし今回の耐震工事において既に業者が一部作業に入られておることから、事前調査、そしてまた共通仮設費などが省かれ、私の考えではこの方法が最も町民の負担を少なく、またやはりあの子供たちが一日でも早く帰りたいという、そういう思いを実現してあげる。それは町にとっても大事なことではないかと思っております。

私はこの随意契約という今回の提案に賛同しますので、賛成の討論といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 私は本案件に反対の立場で討論させていただきます。

先ほどから諸々説明を受けた中で、どうしてもその理解できないというのが最後に質問をいたしました本年度中に解体を済ませれば済む。そして、次年度、来年度より新築工事に入ることとあります。だとするならば、しっかりと余裕をもったその期間が、私はあると思っております。教育現場でもありますし、ちゃんとした手順を踏んだ、そして胸を張って子供たちに入っていただく手段をとるべきだと思っております。

よって、反対をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成の方の発言を許します。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 賛成の立場で発言させていただきますが、これまで随意契約に対しては断固反対だと。今まで発言をさせていただいております。

今も思いは同じであります。このたびの水害被害が当町にありまして、やはり財政的にも本当に困難な時期だという思いがしまして、またこの解体工事も人災被害というような形でふっと湧いた工事という中で、やはり随意契約によると予算削減になるというような説明を今まで聞いておりまして、きょうどうなのかなと。契約予算を見たところ、補正予算より大幅な削減になったということは、やはり今の特別な状況の中で随意契約も財政の負担を軽減するためにはやむを得ないのではないかという思いに至りまして、私は賛成したいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私は本当に子供たちに一日も早く帰すために少々のごときはやっぱり目をつむるべきではないかなというふうに考えておりました。しかし、いろんな立場のこういうその工事に関係をしている人の意見とか、それから今まで議員の皆さんのいろんな意見とかそういうものを聞きまして、やっぱり随意契約というのは今回の場合はおかしいんじゃないかなというふうに思います。

今ある校舎、解体をする校舎も、新築当初ああいう欠陥工事が行われたということと本当に汚点がついたわけです。今度新しくできる校舎については、本当に公正なやり方でできた校舎ですよという、そういうことで私は子供たちに新校舎を手渡したいという

ふうに思いますので、今後の工事等についてはやはりいろいろな努力をしていただいて、できるだけ早く完成させるというようなことをお願いして、私はこの随契に対しては反対の討論としたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 初めて討論ということで発言をさせていただきます。

この案件が起こりまして、きょうまで私も住民の皆様の声を聞きながらも悩みに悩み、本当に随意契約が正しいものなのか、妥当なものなのか、昨日も大方寝ることもなく考えたところでございますが、きょう仮設校舎は予定ではこの10月いっぱいに入札契約をというような予定もあって、この辺についてどのようなことになったのかなということが非常に関心でありましたが、結果として予算に伴うような仮設校舎を設置することは無理だと。そのようなことも判明いたしまして、私はあとづけの理由じゃありますけれども、随意契約のひとつのまた理由になろうかなと安堵しておるわけでございます。それは本体校舎を一日も早く建てる。その大きな観点からいえば、まさに仮設校舎がないがゆえに本体、新しい新築校舎を建てるべきだ。そのための後付の理屈ではあります。私はひとつの理屈には合っているなと思っておるところでございます。

それから、もう一つ、下森町政はいろんな今日まで4年、ことし5年目を迎えて、新しく2期目を迎えられたわけでございますが、今回のこの事件についても47年前に執行部、議会等々関係者がいわば物事を包み隠してきた大きな不祥事ともいえる部分が見え隠れいたします。

この問題を解決するために下森町長が重い決断をされて、判断をされて随意契約で事を臨もうという、そういう決意に対して私はひとえに信頼ということを下森町政に思いをはせて賛成の討論といたしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この件につきまして反対の立場で討論をさせていただきます。

このたびのこの随意契約でございますが、この件に限らず町が行う事業全てにおいてどなたかが必要とされている事業だと感じております。たまたま今回のこの事業に関しましては子供たちや保護者、地域の方々にとっては大事なことでもありますし、また一方で執行部のほうからも幾度となく子供たちのためという声が伝わってまいりました。我々議会としましても当然子供たちのためという大前提の下での話し合いをしてきたつもりでもありますし、早く子供たちを青原に帰すべきというのは当然なことだと思っております。また、執行部におかれましては、このことは今回随意契約で出してくるということは直球ではなく変化球であるということも重々承知の上で提案されてきていることもわかりますし、執行部の提案の中身、こういうふうにしていきたいんだという意図も伝わってきてはおりますけれども、さまざまな津和野町のほかの事業がある中で子供たちを早く帰すためという言葉で片付けられることなく、入札の制度の

根本を考えたときにこれを粛々と入札で行うことが議会の議決として正しいのではないかと考えております。

執行部の気持ち——子供たちを早く帰したいという気持ちもわかりますし、私としても早く地域に帰してあげるべきだとは思っておりますが、この随意契約に関しましては入札で行うべきという立場からこのたびは反対とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 教育長部局が子供たちを一日も早く正常な形で勉強をさせたいと。この1点で臨んでいるというのは当然のことですんで、だからこれは私はそれじゃあどういう形でただ単に私の思いだけでということではいけないなど思っているいろいろ私なりにあれしてみたんですけども、まず小学校の設置基準という法律ですよね。学校教育法によると小学校設置基準を次のように定めるということが書いてあって、それから校舎に備えるべき施設ということがこれに述べて書いてあります、第9条。それで、教室、図書室、保健室、職員室、それから特別支援学級を設けるとなっております、実は山村開発センターに現場に行って校長とも話をし、それから授業内容とか等々こういう施設も全部見せてもらいました。それで、今言ったものはたしかに備えてあります。

ただ、安全上——ここに第7条があるんですけど——安全上及び管理上適切なものでなければならぬ。今は学校に対してのいろんな危惧がある中で、これがちょっとどうもうまくいっていないなど。それはまあ当然学校として建てているわけじゃないですから、この問題が1点と。

それからもう一つは、第8条の2項に校舎及び運動場は同一の敷地内または隣接する位置に設けるものとするということのこの校庭がどういうふうに使っているのか聞くと、日原小学校に遠慮しいしい、開いている時間を見計らって交渉して云々というところで、一番子供の体が成長するときに、この校庭の問題っていうのは非常に私は大きいなというふうに感じました。

したがいまして、この法律上の設置基準に早く戻すためにも、私は子供たちを平成26年度中に帰したいという思い、このことに非常に現場を視察し話を聞いておった中ではこれは随契で一日でも早くもっていくべきだというふうに思っております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 私は本案件に反対の立場で討論をいたします。

まず、先ほども申し上げたとおり地方自治法の施行令第167条の2、第1項の第8号、これを入札ができるというふうに主張してきました。これに対しての答弁が明快な答弁がいただけない。なぜこういうことが起きるのか。本来であればこういった工事名が違うような工事で随意契約が可能であるのか。一般公共工事でも今後こういう事態が

起きたときにはこういうふうな経緯をたどられるのか。津和野町のこの町史に残る大事な契約であるというふうに私は判断をしております。

そういった中で、再度の入札ができるのであればこのようにしていただきたい。

また地方自治法にもありますように、第176条の6、第1項にも一般競争入札の公告をすることになっております。これをするに日にちが足りない、先に延びるというふうなことを説明されておりますが、私はそれは違うのであるというふうに判断しております。

我々もいろいろな契約にこれまで携わってきておりますが、今回、このような随意契約は初めてであります。これが町が出されたことが正論であるとは私はとても思えません。これを普通土木建設工事でこういう事態が起こったときに、業者はどのように思われますか。私は議会議員に一人として地方自治法、町の例規集、条例を尊重し判断する機関でもあり、私の立場であると思っております。この随意契約を認めたということで一日も早く青原小学校が建設される、このようには判断をしておりません。それよりは、入札の手順を踏まえられて早期に着工され、進捗率を上げていくことが子供のためにも一日も早く環境を提供することになる。このように私は判断しております。随意契約をしたからといって必ずしもこれが工期の短縮につながるとは思っておりません。

そういった意味で本案件に対しては反対の討論といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 子供たちを早く元に戻したいと思う気持ちは賛成議員、反対議員、皆同じだと思います。また、同じように随意契約より競争入札がいいと思っっているのも賛成、反対関係なく心にはあると思っております。ただ、世の中にはさまざまな今難民が出ております。戦争難民、災害難民、また買い物弱者——買い物難民ともいいますけれども、今回の事例は完全に学校難民といってもおかしくないんじゃないかなという気がしております。

地方自治法の第167条の2の第5号ですけれども、緊急の必要により競争入札に付することができないときというのがあります。迅速な対応のために必要な緊急な随契だと、私は理解しまして賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 反対の立場で討論をいたします。

討論に入っておりますが、私はむしろ町長にはこの議案を今取り下げしてほしいというような気持ちが非常に強いわけでありまして。ですが、既にもう討論に入っております。今回のこの議案は随意契約という形で提案をなされた。私は本来、本町の入札制度そのものにも大きな疑問を持っておりますが、この7,500万円を超える金額を随意で契約したいと。このように御提案がなされた。まことに残念であります。いろいろこの理由の説明は何回も聞きました。また、同僚議員からも同調の発言も多々ありました。しかしながら、私は議会人として先ほど後山議員も言われたように、町をチェックするそ

の議会が本来あってはならないこのような提案にチェック機能が果たせないというようなことになれば、私は巷で今——これは我々議会であります——議会無用論、議員不用論、このような声がたくさんある中でこのようなことに賛同することはまことに残念であります。

青小の児童を一日も早く青原の地に戻してやりたい。どなたもおっしゃる。そうして町も仮校舎の建設も当初は補正までかけて計画をされた。しかし、金額が大き過ぎるからそれは取りやめにした。本当に児童のことを考えになるんなら、少々の財政負担は伴っても青原の地に仮校舎をきちっと建てて一日も早く青原の地に児童を帰してやるということをやるべきであると、私は思います。子供たちのためにという、これを理由に契約を随意契約で御提案なさる。私はお気持ちがわからない。

本来なら教育関連のこういう工事案件でありますから議員全員で賛同すべきであると私は思うのであります、それには反対せざるを得ない。

あわせて申し上げます。私はこの判断は議員個人で判断すべきだと思いましたが。しかし、事が事でありますから町内業者、建築土木設計その他自動車販売等も含めてそういう業者の方々、そして各地区、各集落のリーダー、こういう人たちの声、特に役場出身のOBの方々。これは管理職員あるいは町の首長を初めとする主要な経験者の方々20人や30人じゃありません。大勢の、私は意見を聞きました。異口同音にあってはならないこと。何とか議会できちっとチェックしてほしい。このようにお答えになっておられます。そうして、特に業者の人はこう言われるんですよ。我々ではどうすることもできない、だから議会にお願いをしたいんだと。その議会がこれを阻止できないようでは我々は、我々の力ではどうにもならないんですよと。このような訴えであります。

以上申し上げます、この随意契約には断固として反対をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） もう一度、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） いろいろと皆様の質問、討論等を聞きまして、私も基本的には入札がベストだとは思っております。しかしながら、小学生児童の教育施設の完成が1日や10日のおくれではなく、3カ月から4カ月のおくれが見込まれること。さらに、平成25年10月20日の読売新聞において東日本大震災、そして東京オリンピック・パラリンピック開催等において建築資機材の高騰で各地の公共事業が採算があわず敬遠され、入札が集まらない、入札業者が集まらないとの報道がありました。建設需要の増加でコンクリート型枠要望案、そして建築の骨組み材のH鋼等の値上がりによるものとあります。また、7月28日の津和野町、山口市阿東地区、

萩市の須佐田万川地区の激甚災害、さらに8月24日の浜田市、江津市、邑南町の激甚災害、さらに続きまして京都方面、伊豆大島、これも激甚災害と続発しております。さらに建築資機材の高騰が予測されると思っております。津和野町の激甚災害の工事発注は本年度からされると聞いております。

このように隣の浜田市、江津市、邑南町そして阿東、須佐、田万川等々の激甚災害により津和野町でも建築建設業者の確保が困難と懸念され、青原小学校校舎の完成がさらにおくれると十分予測されますので、私は賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上、討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第109号津和野町立青原小学校校舎解体工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

平成25年第8回津和野町議会臨時会を閉会いたします。お疲れでございました。

午前11時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員